

自動車運送事業における事故防止対策に関する行政評価・監視の勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

〔調査の実施時期等〕

- 1 実施時期 平成14年12月～16年5月
- 2 調査対象機関 国土交通省、厚生労働省、自動車運送事業者

〔勧告日及び勧告先〕 平成16年5月26日 国土交通省及び厚生労働省に対し勧告

〔回答年月日〕 平成17年2月28日 厚生労働省
平成17年3月30日 国土交通省

〔行政評価・監視の背景事情等〕

- バス事業、タクシー・ハイヤー事業、トラック事業の事業者数、車両数、交通事故件数は、いずれも増加
事業者数 : 平成5年度末 約9万9,000事業者 ⇒ 14年度末 約11万6,000事業者
車両数 : 平成5年度末 約133万台 ⇒ 14年度末 約146万台
交通事故件数 : 平成5年 約4万6,000件 ⇒ 14年 約6万6,000件
- 事業用自動車には大型車が多く、その乗車人員も多いこと等から、いったん事故が発生した場合の被害や社会的な影響も大
- 自動車運送事業における安全を確保し、事故防止の徹底を図る観点から、自動車運送事業者における運行管理及び車両の整備管理の実施状況、地方運輸局等の自動車運送事業者に対する指導・監督の実施状況等を調査

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="165 663 1151 695">1 同一事業者における同一原因・同一内容の事故の再発防止対策の徹底等</p> <div data-bbox="165 719 1151 1161" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="165 727 1128 847">国土交通省は、同一事業者が繰り返し引き起こしている同一原因・同一内容の事故の再発防止や重大事故の正確な状況分析等に必要不可欠な事故報告書の提出の徹底を図る観点から、</p> <p data-bbox="165 855 1128 975">① 事故情報分析システムにより、同一事業者が繰り返し引き起こしている事故のうち原因の種類が同一の事故の検索を行った上で、この検索を行った事故に係る事故報告書に基づき、同一内容の事故を特定すること。</p> <p data-bbox="199 983 1128 1153">また、同一原因・同一内容の事故を再発し、その都度従前と同じ形式的な社内指導を繰り返すなどにとどまっている事業者に対し、再発を防止する上で有効と認められる方策を提示するとともに、その方策の実施について指導し、その励行状況の確認を行うこと。</p> </div> <p data-bbox="203 1182 282 1214">(説明)</p> <div data-bbox="165 1222 1151 1445" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="188 1230 322 1262">○ 事業者</p> <ul data-bbox="226 1270 1128 1398" style="list-style-type: none"> 事業者は、重大事故（事故のうち、死者、重傷者を生じた事故等）を引き起こした場合、事故の発生日時、事故の種類、事故の原因等を記載した事故報告書を運輸支局に提出する義務あり <p data-bbox="282 1406 1088 1437">(道路運送法第22条、貨物自動車運送事業法第24条、報告規則第3条)</p> </div>	<div data-bbox="1559 272 2085 304" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1559 272 2085 304">→：「回答」時に確認した改善措置状況</p> </div> <p data-bbox="1178 360 2085 608">→○ 平成16年6月10日に開催した16年度第1回全国監査担当課長会議（地方運輸局監査担当課長が対象。以下「監査担当課長会議」という。）並びに同年11月11日及び12日に開催した16年地方運輸局自動車技術安全部安全・環境課等専門官会議（以下「専門官会議」という。）において、今回の勧告及び結果報告書を配布し、勧告の趣旨を徹底 (国土交通省)</p> <p data-bbox="1178 711 2085 1469">→ i) 同一事業者における同一原因・同一内容の事故の再発防止対策総論 同一の事業者による同一原因・同一内容の事故（以下「同一事故」という。）の再発防止を図るため、「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」（平成14年1月17日付け国自総第423号、国自旅第148号、国自整第146号自動車交通局総務課安全対策室長、自動車交通局旅客課長、自動車交通局技術安全部整備課長通知。以下「旅客細部取扱い」という。）及び「貨物自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて」（平成15年2月14日付け国自総第458号、国自貨第93号、国自整第181号自動車交通局総務課安全対策室長、自動車交通局貨物課長、自動車交通局技術安全部整備課長通知。以下「貨物細部取扱い」という。）を平成16年6月30日に改正し、同年8月1日以降、過去3年間に同一事故を3回以上繰り返した事業者については、監査を実施することとし、再発防止の徹底に努めているところ。</p> <p data-bbox="1211 1270 2085 1469">ii) 同一内容の事故の特定、再発防止対策の提示、指導、励行状況の確認について 同一事故を特定し監査対象事業者の選定を容易にするとともに、同一事故の原因等を分析するため、平成17年度から19年度にかけて、「自動車事故報告データベースを用いた事故情報分析システム」（以下「事故情報分</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>○ 国土交通省(運輸支局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故情報分析システム 事業者から事故報告を受けた運輸支局は、事業者名、事故の種類、事故の原因（「発車時の安全確認の不良又は不履行」、「乗降口扉の開閉不適切」等 152 種類）等を事故情報分析システムに入力 <p>○ 15都道府県の136事業者を調査 うち、平成11年4月から14年9月末までの間に、同一原因・同一内容の事故を3回以上繰り返しているバス事業者が8事業者</p> <p>〔 ・ 上記事業者の事故の総回数 (73回) ・ 事故による負傷者数 (73人、重傷者52人、軽傷者21人) 〕</p> <p>○ このような状況に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、形式的な社内指導の繰り返しだけで、覆面チェックによる運転者の安全運転の励行状況の確認等有効と認められる再発防止策を未実施・不徹底 ・ 国土交通省は、有効な再発防止対策を講じていない事業者に対し、対策の提示と指導等を未実施 	<p>析システム」という。)を構築する予定。この事故情報分析システムにより、従前と同じ形式的な社内指導を繰り返すなどにとどまっている事業者に対し、有効な再発防止策の提示及びその指導の効率的実施が可能となる。</p> <p>また、平成16年度内を目途として、旅客細部取扱い及び貨物細部取扱いを各々再改正し、事故、苦情又は法令違反が多いと認められる事業者に対し、重点事項を定めて行う重点監査の重点事項として、「監査等において特に改善を指示した事項のその後の改善状況」を追加する予定。これにより、平成17年4月以降、その後の改善状況の確認が必要であると認められる者に対し行う監査等において特に改善を指示した事項のその後の改善状況の確認を確実にやっていく予定</p> <p>(総務省注) 国土交通省は、平成17年3月31日付けで旅客細部取扱い及び貨物細部取扱いを各々再改正し、事故、苦情又は法令違反が多いと認められる事業者に対し、重点事項を定めて行う重点監査の重点事項として、「監査等において特に改善を指示した事項のその後の改善状況」を追加した。</p> <p>なお、貨物自動車運送事業者(以下「トラック事業者」という。)については、平成15年4月以降、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第38条に基づく地方貨物自動車運送適正化実施機関(以下「適正化実施機関」という。)として指定された都道府県トラック協会が行う巡回指導の対象に、地方運輸局及び運輸支局が監査において再発防止対策の実施を指示しその改善状況の確認が必要であると認めるトラック事業者を追加し、都道府県トラック協会において、監査で指摘した再発防止対策が確実に行われているか確認を徹底している。</p> <p>今回の勧告の指摘事例については、監査担当課長会議及び専門官会議において、平成16年度末までに、指摘事例の事業者に対し監査を実施する等により、改善指導を行うよう指示</p> <p>iii) これらに基づく措置については、今後、適切にフォローアップを行うこととする。 (国土交通省)</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況						
<p data-bbox="168 204 1151 422">② 事故報告については、事業者に対し、期限内の提出の励行を指導するとともに、報告が遅延している事業者に対しては督促を徹底すること。また、報告が繰り返し遅延している事業者及び報告を提出していない事業者に対しては、監査を実施し、指示に従わないものについては、厳正な処分を行うこと。</p> <p data-bbox="168 448 259 480">(説明)</p> <p data-bbox="168 491 1151 651">○ 15都道府県の136事業者を調査 平成13年5月から14年9月末までの間に、有責重大事故に係る事故報告書を提出している事業者は86事業者、その事故報告書の提出件数は246件 このうち、</p> <table border="0" data-bbox="190 655 1151 927"> <tr> <td data-bbox="190 655 884 695">期限を遵守していないもの</td> <td data-bbox="927 655 1151 695">(30事業者で47件)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 703 884 743">事故発生から報告まで90日以上経過しているもの</td> <td data-bbox="927 703 1151 743">(11件、最長は192日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 751 884 791">事故報告書を複数回提出しているもの</td> <td data-bbox="927 751 1151 791">(43事業者、提出件数合計203件)</td> </tr> </table> <p data-bbox="190 794 1151 927">また、事故報告書の提出の有無について、平成11年4月から14年9月末までの間に、報告すべき事故を引き起こしているにもかかわらず、事故報告書を提出していないもの (4事業者で7件)</p> <p data-bbox="168 1182 1151 1257">2 運行管理及び車両整備管理の徹底並びに監査及びこれに基づく行政処分の厳正な実施</p> <p data-bbox="168 1289 1151 1364">国土交通省は、事業者における運行管理、車両整備管理の徹底並びに監査及びこれに基づく行政処分の厳正な実施を図る観点から、</p> <p data-bbox="168 1374 1151 1453">① 事業者に対し、道路運送法、貨物自動車運送事業法、運輸規則及び安全規則、労働時間の改善基準等にのっとり、運行管理を徹底するよう指導</p>	期限を遵守していないもの	(30事業者で47件)	事故発生から報告まで90日以上経過しているもの	(11件、最長は192日)	事故報告書を複数回提出しているもの	(43事業者、提出件数合計203件)	<p data-bbox="1182 188 2098 523">→○ 地方運輸局又は運輸支局は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の34に基づき、都道府県公安委員会から、平成15年2月以降は死亡事故及び悪質な交通違反の情報について、同年9月以降は傷害事故の情報について、情報提供を受けることとした（以下、これら都道府県公安委員会からの通報を「108条通報」という。）。これにより、事故報告書提出対象となる事故のうち、死者や重傷者が発生した事故についてより確実な把握が可能となったことから、これらの事故を引き起こした事業者が事故報告書を提出していない場合には、提出の督促を行っている。</p> <p data-bbox="1182 531 2098 699">また、事故報告書提出対象事故のうち物損事故については、108条通報の対象に含まれない可能性があることから、これら物損事故については、従前と同様に新聞情報等に留意し、事故報告書の未提出者の把握に努め、提出の督促を行っている。</p> <p data-bbox="1182 707 2098 874">自動車事故報告書の提出の更なる徹底を図るため、平成16年6月30日に旅客細部取扱いと貨物細部取扱いを改正し、17年2月1日以降、期限内に提出のなかった事業者をすべて監査の対象とし、確実に指導を実施することとしている。</p> <p data-bbox="1182 882 2098 1002">今回の勧告の指摘事例については、監査担当課長会議及び専門官会議において、平成16年度末までに、指摘事例の事業者に対し監査を実施する等により、改善指導を行うよう指示</p> <p data-bbox="1182 1010 2098 1090">これらに基づく措置については、今後、適切にフォローアップを行うこととする。 (国土交通省)</p> <p data-bbox="1182 1273 2098 1441">→○ 過去3年間に同一事故を3回以上繰り返した事業者については、平成16年8月1日以降、すべて監査を実施することとした。また、期限内に事故報告書を提出しない事業者に対しては、平成17年2月1日以降、監査による指導を徹底することとしている。</p> <p data-bbox="1182 1449 2098 1473">第一当事者の死亡事故及び悪質な交通違反による108条通報のあった事</p>
期限を遵守していないもの	(30事業者で47件)						
事故発生から報告まで90日以上経過しているもの	(11件、最長は192日)						
事故報告書を複数回提出しているもの	(43事業者、提出件数合計203件)						

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>すること。</p> <p>② 事業者に対し、車両法等にのっとり、車両整備管理を徹底するよう指導すること。</p> <p>③ 監査及びこれに基づく行政処分については、次の措置を講ずること。</p> <p>i)トラック事業者に対する監査については、事業者における運行管理及び車両整備管理の徹底を目的とする監査を効果的かつ効率的に実施するために、過去に事故を引き起こした回数等から法令違反等が多いとみられる事業者を重点的に監査対象として選定するよう、監査方針等に明定するとともに、これに基づく監査を確実に実施すること。</p> <p>また、バス及びタクシー・ハイヤー事業者に対する監査については、監査方針等に基づき、事故の多いと認められる事業者に対する監査を徹底すること。</p> <p>ii) 第一当事者と推定される死亡事故を引き起こした事業者及び事故を連続して引き起こしている事業者に対する監査を徹底すること。</p> <p>(説明)</p> <p>○ 事業者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行管理：営業所ごとに、運行管理者の選任を義務付け。運行管理者の業務は、運転者の疾病、疲労、飲酒等の有無を確認するため、乗務しようとする運転者に対する点呼等の業務を実施 等 ・ 車両整備管理：営業所等ごとに、整備管理者の選任を義務付け。整備管理者の業務は、車両の定期点検等車両整備の管理に関する業務を実施 等 <p>○ 国土交通省(地方運輸局、運輸支局)</p> <p>自動車運送に係る事故防止の徹底を期するとともに、運輸の適正を図ることを目的として、事業者に対し監査、行政処分を実施</p> <p>○ 15都道府県の136事業者を調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 136事業者中126事業者に不適切事例あり <p>○ 調査した8地方運輸局、15運輸支局の対応は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者が、第一当事者(事故に関係した者のうち、過失が最も重い者な 	<p>業者については、平成15年3月7日に旅客細部取扱いを改正するとともに、15年2月14日に貨物細部取扱いを制定し、15年4月以降、すべて監査対象とし、確実に監査を実施しており、これらの監査により、事業者に対し、道路運送法、貨物自動車運送事業法、運輸規則及び安全規則、労働時間の改善基準、道路運送車両法等を遵守した運行管理及び車両整備管理を徹底するよう指導することとした。</p> <p>今回の勧告の指摘事例については、監査担当課長会議及び専門官会議において、平成16年度末までに、指摘事例の事業者に対し監査を実施する等により、改善指導を行うよう指示</p> <p>これらに基づく措置については、今後、適切にフォローアップを行うこととする。 (国土交通省)</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>ど)と推定される死亡事故を引き起こしているにもかかわらず、特別監査を実施していないもの (1 地方運輸局及び8 運輸支局 115事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 年間に複数回連続して重大事故を引き起こしているにもかかわらず、監査及び行政処分を実施していないもの (1 地方運輸局及び4 運輸支局 7 事例) <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>iii) 監査で指摘した不適切事項については、その後の監査時等に改善状況の確認を励行すること、また、行政処分の際に提出を求めた改善報告書については、その提出を徹底させること。</p> <p>iv) 監査に基づく指導及び行政処分に従わない事業者に対しては、法令違反の内容に即して、道路運送法第40条又は貨物自動車運送事業法第33条の規定により、許可の取り消しを行うなど、厳正な処分を行うこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した8 地方運輸局、15運輸支局が監査で不適切事項として指摘したにもかかわらず、当省の調査時において未改善となっているもの (11事業者 14事例) 	<p>→○ 平成16年度内を目途として、旅客細部取扱い及び貨物細部取扱いを各々再改正し、重点監査の重点事項として、「監査等において特に改善を指示した事項のその後の改善状況」を追加する予定。これにより、平成17年4月以降、その後の改善状況の確認が必要であると認められる者に対し行う監査等において特に改善を指示した事項のその後の改善状況の確認を確実に行っていく予定。なお、トラック事業者については、平成15年4月以降、適正化実施機関として指定された都道府県トラック協会が行う巡回指導の対象に、地方運輸局及び運輸支局が監査において再発防止対策の実施を指示しその改善状況の確認が必要であると認めるトラック事業者を追加し、都道府県トラック協会において、監査で指摘した再発防止対策が確実に行われているか確認している。(総務省注) 前述1の①のii)の内容と同じ。</p> <p>また、監査に基づく命令に正当な理由なく従わない事業者であって、監査を行うことが必要と認められる事業者に対しては、再度の監査を行うなど、厳正な対処をする予定。なお、再度の監査において、前回の監査の際に改善を指示した改善事項について改善が認められず、同様の違反が確認された場合は、これまでも前回の処分よりも重い処分を科してきたところであり、今後も厳正な対処を行う。</p> <p>今回の勧告の指摘事例については、監査担当課長会議及び専門官会議において、平成16年度末までに、指摘事例の事業者に対し監査を実施する等により、改善指導を行うよう指示</p> <p>これらに基づく措置については、今後、適切にフォローアップを行うこととする。 (国土交通省)</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="165 188 815 220">3 運転者に対する特別指導、適性診断等の的確化</p> <div data-bbox="165 240 1155 427" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="165 240 1155 325">国土交通省は、事業用自動車の運転者、運行管理者及び整備管理者に対する研修の適切な実施を推進する観点から、</p> <p data-bbox="165 325 1155 427">① 事業者に対し、特別指導及び適性診断の制度について周知徹底を図り、その対象者に確実に受講・受診させること。</p> </div> <p data-bbox="165 448 259 480">(説明)</p> <div data-bbox="165 496 1155 820" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="165 496 1155 628">○ 事業者は、以下の者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。</p> <ul data-bbox="210 628 1155 820" style="list-style-type: none"> ・ 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者（以下「事故惹起運転者」という。） ・ 運転者として新たに雇い入れられた運転者及び65歳以上の運転者 (運輸規則第38条第2項、安全規則第10条第2項) </div> <p data-bbox="165 836 1155 1043">○ 15都道府県の136事業者を調査</p> <ul data-bbox="188 879 1155 1043" style="list-style-type: none"> ・ 特別指導：事故惹起運転者に対して特別指導を実施しないまま乗務に復帰させているものなど (のべ30事業者) ・ 適性診断：特定診断の対象者に対して受診させないまま乗務に復帰させているものなど (のべ49事業者) <div data-bbox="165 1107 1155 1203" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="165 1107 1155 1203">② 運行管理者及び整備管理者に対する研修の受講の有無を把握するとともに、未受講者のいる事業者に対し、受講の督促を徹底すること。</p> </div>	<p data-bbox="1167 229 2098 612">→○ 事業者に対し、従来から、特別指導及び適性診断の制度について、運行管理者研修等の機会をとらえ、周知を図っており、監査時においても特別指導及び適性診断の対象者に確実に受講・受診させるよう事業者に対し指導の徹底を図っているところであるが、さらに、適性診断の受診の徹底を図るため、「道路運送関係行政情報システム」（事業者、運行管理者、整備管理者、監査・処分記録、事故情報、巡回指導情報等を総合的に管理するデータベースシステム）を改良し、平成18年度より事故惹起運転者の適性診断の受診歴の管理が可能となることから、適性診断の未受診者に対し、受診の督促の徹底を図ることとしている。</p> <p data-bbox="1167 612 2098 740">今回の勧告の指摘事例については、監査担当課長会議及び専門官会議において、平成16年度末までに、指摘事例の事業者に対し監査を実施する等により、改善指導を行うよう指示</p> <p data-bbox="1167 740 2098 820">これらに基づく措置については、今後、適切にフォローアップを行うこととする。 (国土交通省)</p> <p data-bbox="1167 1091 2098 1251">→○ 「道路運送関係行政情報システム」を改良し、平成18年度より運行管理者及び整備管理者に対する研修の受講の有無の把握が可能となることから、未受講者のいる事業者に対し、受講の督促の徹底を図ることとしている。</p> <p data-bbox="1167 1251 2098 1378">今回の勧告の指摘事例については、監査担当課長会議及び専門官会議において、平成16年度末までに、指摘事例の事業者に対し監査を実施する等により、改善指導を行うよう指示</p> <p data-bbox="1167 1378 2098 1458">これらに基づく措置については、今後、適切にフォローアップを行うこととする。 (国土交通省)</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>○ 事業者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行管理者に対し、①初めて選任された運行管理者を対象として実施する基礎講習、②既に運行管理者として選任されている者等を対象として実施する一般講習、③死者又は重傷者を生じた事故を引き起こした運転者が所属する営業所の運行管理者を対象とする特別講習について、運輸支局長の指定を受けた独立行政法人自動車事故対策機構が行うこれらの講習を受けさせなければならない。 なお、運輸支局長が研修対象者の選定とその対象者に対する受講通知を行う。 (運輸規則第48条の4、安全規則第23条) ・ 整備管理者については、地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。 (運輸規則第46条、安全規則第15条) <p>○ 15都道府県の136事業者を調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行管理者に対する研修 : 対象者に受講させていないもの (3運輸支局管内11事業者) ・ 地方運輸局が実施する整備管理者に対する研修 : 対象者に受講させていないもの (1運輸支局管内3事業者) <p>4 地方運輸局等と労働局との相互通報に基づく措置の徹底</p> <p>国土交通省及び厚生労働省は、相互通報制度を通じた過労運転による事故の発生防止及び自動車運転者の労働条件の改善を図るため、それぞれ、地方運輸局及び運輸支局並びに労働局に対し、</p> <p>① 通報を受理した案件については、監査・臨検監督等の措置に速やかに着手すること。</p> <p>② 通報を受けて処理した案件については、処理後速やかに回報すること。</p>	<p>→○ 監査担当課長会議及び専門官会議において、「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度について」(平成元年3月29日付け地総第143号、貨政第105号地域交通局長、貨物流通局長通達)の趣旨を踏まえ、労働局との相互通報件数の増加を図るとともに、労働局から通報を受けた案件については速やかに監査に着手し、監査を行った案件については速やかに監査結果を労働局に回報するよう指示</p> <p>今回の勧告の指摘事例については、監査担当課長会議及び専門官会議において、平成16年度末までに、指摘事例の事業者に対し監査を実施するとともに、監査結果については、労働局に速やかに回報するよう指示</p> <p>これらに基づく措置については、今後、適切にフォローアップを行うこととする。</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>○ 国土交通省と厚生労働省は、自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方運輸局・運輸支局は、監査により把握した、労働基準法（自動車運転者の労働時間に関する規定）等に重大な違反の疑いのある事業者について、労働局に 労働局は、臨検監督により把握した、道路運送法（運行管理に関する規定）等に重大な違反の疑いのある事業者について、地方運輸局・運輸支局に <p>相互に通報</p> <p>通報を受けた地方運輸局・運輸支局、労働局は、それぞれ、</p> <ul style="list-style-type: none"> 通報に基づき所要の措置を講じる 措置結果については速やかに回報することとされている。 <p>○ 通報に基づく措置</p> <p>通報を受理した案件について、通報を受けてから6か月以上経過していないものが、監査・臨検監督等の措置を講じていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 8 地方運輸局15運輸支局のうち (5 運輸支局 70件) 15労働局のうち (5 労働局 10件) <p>○ 措置結果の回報</p> <p>通報を受けて処理した案件について、処理後、回報していないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 8 地方運輸局15運輸支局のうち (1 地方運輸局及び1 運輸支局 6 件) 15労働局のうち (5 労働局 31件) 	<p>今後とも、相互通報に基づく迅速な措置に努めることとしている。 (国土交通省)</p> <p>→○ 平成16年2月18日に実施した全国都道府県労働局労働基準部監督課長会議において、総務省の今回の行政評価・監視の実施を受けて、地方運輸局等から通報を受けた事案については適切な時期に監督指導を実施するとともに、その結果については漏れなく地方運輸局等へ回報するよう指示</p> <p>平成16年7月7日、都道府県労働局労働基準部長に対し、「自動車運送事業における事故防止対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告に対する対応について」（平成16年7月7日付け基監発第0707001号厚生労働省労働基準局監督課長通知）を発出し、今回の勧告及び結果報告書を改めて示すとともに、地方運輸局及び運輸支局との通報制度の適正な運用に万全を期するよう改めて指示</p> <p>今回の勧告の指摘事例については、監督指導等を実施し、全数措置済みであり、監督結果等の回報についても、地方運輸局及び運輸支局に実施済み</p> <p>今後とも、相互通報に基づく迅速な措置に努めてまいりたい。 (厚生労働省)</p> <p>→○ 平成16年11月25日に第35回自動車運転者の労働条件改善等に係る国土交通省・厚生労働省連絡会議を開催し、相互連絡制度の確実な運用を相互に確認したところであり、今後とも、同会議等において、連携の強化を図ることとする。 (国土交通省、厚生労働省)</p>